

令和5年 3月31日

令和4年度定期監査の結果について

串本町監査委員 中道 真吾

串本町監査委員 長脊 守



地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和4年度定期監査を実施したので、
同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和4年度定期監査結果報告書

1 監査の実施年月日および監査対象

令和5年2月22日	古座消防分団第1部(中湊)、古座消防分団第2部(中ノ丁)、古座小学校、橋杭小学校、田並消防分団、給食センター、くしもとこども園
令和5年3月2日	議会事務局、企画課、税務課、産業課、こども未来課、住民課、福祉課
令和5年3月3日	建設課、教育課、水道課、総務課、消防署、くしもと町立病院

2 監査した事項、監査の方法

上記各施設・部署において、予算の執行や備品管理・財産管理などが適切に行われているか、また経営に関する事務が適切に執行されているか、下記証憑書類をもとに監査を行った。

各部署の長から説明を受け書類の確認を行ったほか、各施設を抽出により訪問、備品の管理状況の確認を行った。

病院	予算執行状況、資産台帳、切手受払簿、未収金収納状況
消防署・消防団	予算執行状況、備品台帳、器具の手入れ状況
役場各課等	予算執行状況、税・使用料の収納状況、貸付金の償還状況、備品台帳、切手受払簿

3 監査の結果

(1) 総評

所管課からの聞き取り、帳簿・書類の照合、検査を行ったところ、減額補正や次年度に繰り越す工事等の諸手続きを含め、概ね良好な予算執行及び事務処理が行われていると認められた。

指摘事項については下記のとおりであるが、事務処理上の軽易な事項についてはその都度口頭で指導し、改善を要請した。なお、軽易な事項以外に特に指摘が無かった部署については、本報告書への掲載を省略した。

(2) 指摘事項

(ア) 次年度に繰り越す事業について

各課からの聴取により、関係機関との協議や気象状況などの理由で、年度内に完了できない工事等があることを確認した。

繰り越しの事務処理等は概ね適正に行われているが、進行管理の見直し等により出来る限り年度内に事業を完結できるよう努められたい。

(イ) 郵便切手受払簿について

郵便切手受払簿への記載及び切手の管理は概ね的確に行われていたが、記録様式によって切手の種別毎の在庫確認が困難なものも見受けられた。

定期的に在庫確認が出来るよう他課と記録様式を統一化するなど、監査を念頭に置いた管理帳簿の整備に努められたい。